

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）の改定に対する意見

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-4
一般財団法人 日本熊森協会
会長 室谷 悠子

第1 はじめに

1 日本のクマの置かれた危機的な現状

ガイドラインの改定案には、四国以外のクマは個体数の維持・回復が達成できつつあると記載されていますが、日本のクマたちの置かれた状況は、楽観できるものではなく、たいへん厳しい状況です。本州では、拡大造林政策による針葉樹の植林や開発により、そもそも生息地が十分でない上に、近年、地球温暖化等によるナラ枯れの大量発生や下層植生の喪失などにより、クマの本来の生息地（コア生息地）である自然林も急速に劣化しています。さらに奥山の森林を大規模に伐採して建設するメガソーラーや大規模風力発電開発が、全国各地で乱立しており、クマをはじめとして自然林で生息する野生動物には脅威となっています。

このような生息環境の悪化、クマ生息地の集落の過疎と高齢化により、クマは奥山から里へ下りてきており、人との軋轢が増加しています。

人里へ出てくるクマに対して、ほとんどの地域が「檻をかけて捕殺」一辺倒の対応をしているため、捕殺数は増加傾向が顕著であり、山の実りの全国的な凶作と重なった昨年度、一昨年度は捕殺に歯止めがかからず、2019年度は6039頭、2020年度は6944頭ものクマが捕殺されており、乱獲や過剰捕獲が起こっています。

野生動物は生息環境が健全であって、はじめて安定的な生息できるものです。クマは生息数も他の動物と比べて少なく、繁殖力も強くありません。生息環境の悪化が顕著な中で過剰捕獲が止められなければ、クマの地域的な絶滅を招く危険があります。

2 個体数調整では人とクマは共存できないことは明らかです

日本の多くの自然保護団体が反対する中で行われた 1999 年の鳥獣保護法改正により、野生動物の「個体数調整」という考え方が導入され、以来、膨大な費用が野生動物の個体数把握のための調査と「個体数コントロール」という名のもとに行われる捕殺に投入されてきましたが、効果を上げているとは言えません。

この 20 年で、クマの生息環境はより悪化し、人身事故等のクマとの軋轢は増える一方です。このことは、捕殺一辺倒の個体数調整ではクマとの共存や人身事故を減らしていくことは不可能であることを示しています。

3 捕殺中心から生息地保障と被害防止対策中心の対策へ転換を

クマと人は、長い年月、狭い国土の中で上手く棲み分けて共存をしてきました。これは、私たちの祖先が、クマの生息地である豊かな森破壊せず残してきたことと、野生動物を寄せつけないような集落環境づくり、人とクマの軋轢を減らす努力をしてきたからです。

クマとの棲み分け・共存のためには、生息環境の保障と出没を抑える環境整備と出没があった際の原因除去や追い払い、クマの習性を正しく理解し事故を誘発する行動を避けること等のこまめな対応が大切で、人身事故を減らしていくためにも不可欠なことです。

当会は、クマの生息地の復元や過疎や高齢化で野生動物を寄せつけない集落づくりが難しくなっている地域にスタッフやボランティアを派遣し、人身事故を回避し、クマと棲み分けられるような支援を行っており、捕殺中心の政策ではなく、このような活動にこそ予算がつき、地域の人たちが取り組めるように支援や技術開発・人材育成を進めていくべきです。

4 過剰捕獲の抑制につながるガイドラインへ

近年生じている乱獲・過剰捕獲の抑制が、クマの個体数を激減させないために不可欠です。

(1) 実際に被害を出している個体を捕獲する原則へ

クマが目撃されただけで、実際に被害がないのに檻を設置したり、目撃すらないのに、あらかじめクマ捕獲罠を長期に設置できるようになっていたり、罠を使った過剰捕獲が全国で起こっています。クマは、罠にかかりやすい動物で、そのため狩猟では罠での捕獲が禁止されています。また、集落近辺に米糠、ハチミツといったクマを強協力を誘引する罠を設置することは山にいるクマをおびき寄せる結果となり、人身事故の危険も高めます。

鳥獣保護法の本来の捕獲の原則に立ち返り、檻の設置は、被害が発生し、対策をしても出没が止まらない場合に限定できるような体制を促すべきです。

(2) 錯誤捕獲対策を

シカ、イノシシの被害対策として至る所に罠がかけられ、クマが誤ってかかり大量に捕殺され、過剰捕獲の一因となっています。

ア くくりわなの禁止

無差別に捕獲し、足を失う動物を大量に生じさせているくくりわなは鳥獣保護の観点からも、動物福祉の観点からも使用禁止猟具にするべきです。

使用禁止にするには法改正が必要で、その間は、クマがかかりにくいように内円最大直径 12 cm規制を徹底することや、奥山等のクマ生息地での利用を禁止することが必要です。

イ 箱罠の錯誤捕獲について

クマの生息域でかけるときは、クマを寄せ付ける米糠やハチミツ等の誘因物は避け、脱出口を設けるなど、錯誤捕獲が起りにくい工夫をすべきです。

ウ 放獣体制を各都道府県へ整備

「錯誤捕獲は放獣」が法律の原則ですが、実際は守られていない地域がほとんどです。罠がいたるところにしかけられている現状では、錯誤捕獲はどこでも起こっており、各都道府県に放獣ができる体制が不可欠です。

また、子グマや怪我をしたクマの一時的に保護できる体制も必要です。

5 専門員がおらず、対策が不十分な自治体を環境省が指導・支援を

上記のような、クマとの棲み分け対策や出没対応、捕獲許可のコントロールは専門知識をもった担当職員がいて初めてできるもので、そのような自治体はほとんどなく、十分な対策が取れないため、罠をかけて捕殺するという対応一辺倒となっている現状があります。そのような自治体へは、環境省が積極的に国の指導・支援をしてください。

6 四国のツキノワグマの絶滅回避のための対策を

四国のツキノワグマは 16～24 頭と推定されています。35 年以上捕殺をしていないにもかかわらず、生息数が増えていないことは、個体群が維持できない状態であることを示しており、絶滅に至る前に、給餌や遺伝的に近い地域からの導入も検討すべきです。

また、四国の現在の森林の状況では、人工林率が高すぎて安定的な生息数の維持は困難なため、生息地である広葉樹林の再生も環境省として進めるべきです。

第2 ガイドライン改定案に対する意見

1 個体水準をもとにした個体数管理について

- (1) 17頁～22頁
- (2) 個体数の正確な把握は不可能であり、個体数調整の考え方をやめるべき
- (3) 個体数調整の名のもとに、大量捕殺を続けてきたが、人身事故やクマとの軋轢が増えていることは、個体数調整ではクマとの棲み分けが不可能なことを示している。生息地の保障や復元、クマを寄せ付けない集落環境づくり、出没した際の原因除去等の対応で人身事故を防ぐことができるので、被害防止のためにもこれらに力を注ぐべき

2 個体群管理（捕獲）について

- (1) 25頁～26頁
- (2) 被害が出ていないのに個体数調整の名のもとに捕獲するのはやめるべき
子グマ、親子グマまで捕殺するのはやめるべき
- (3) クマがむやみに人を襲うという誤ったイメージが氾濫し、被害の発生もないのに、目撃しただけで檻をかけ捕殺していることが、過剰捕獲の原因である。
個体数調整では人とクマとの軋轢や人身事故は減らせない。集落に出て来ないように生息地の保障と棲み分けのための環境整備や被害防除こそ必要。
その観点からは、クマの捕獲許可は出没して被害が発生し、対策をしても出没が収まらない場合に行うという鳥獣保護法の本来の原則に戻すべきである。

3 生息地管理及び被害対策について

- (1) 27頁、39～40頁
- (2) 生息地復元や被害対策をメインにした計画にすべき
- (3) 人身事故や人とクマの軋轢を本気で減らしたいと思えば、生息地復元と被害対策をしっかりと進めていくことが不可欠であり、これを中心に計画を練らなければ共存は困難。

4 錯誤捕獲対策について

- (1) 38頁～39頁
- (2) くくりわなの禁止（禁止になるまでは12cm規制の徹底とクマのコア生息地への設置禁止）、箱わなにクマを誘引しない工夫、
- (3) くくりわなは、無差別に動物を捕まえ、足を失う動物を生み出す残酷な罠

であり、使用禁止猟具とするべき。クマはわなにかかりやすい動物であることから、わな猟が禁止されており、箱わなについてもクマを強力に誘因するエサは使わない、脱出口を設ける等錯誤捕獲が発生しない工夫が不可欠。

5 ゾーニングについて

(1) 45 頁～58 頁

(2) ゾーニングは重要であるが、捕獲の基準でなく、棲み分け対策や生息環境整備の基準として用いるべき。

(3) クマとの共存・棲み分けを考えるためにはゾーニングは重要であるが、現状は、ゾーニングごとの捕獲対応が1人歩きし、人がいる所、人が利用する施設（山の中のスキー場や畑などでも）の近くにクマが出没したら、全て捕殺していいという考え方が広がってしまっている。

ゾーニングは、生息環境の復元や被害防除、棲み分け対策の実施の際のめやすとして用いるべきで、捕獲については、被害が出ており、捕獲が必要な状況かという基準により判断をすべき。

6 出沒対応について（特に市街地や民家）

(1) 59～62 頁

(2) クマをパニックにさせない対応を

(3) クマを追いかけまわし、パニック状態にすることで人身事故が誘発したり、拡大する。周囲に山がある場所なら人が離れ、逃げ道をつくってやることでクマは山へ帰る。市街地の場合は、捕獲が必要な場合もあるが、放獣ができないか検討すべき。